

環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン

実施状況の確認調査報告

2021年4月

株式会社国際協力銀行

## 目次

1.	本報告の目的・構成と調査の方法	3
(1)	本報告の目的	3
(2)	実施状況確認のための調査	3
(3)	本報告の構成	4
2.	環境ガイドラインの経緯、目的・位置づけ、実施体制及び適用案件	5
(1)	環境ガイドラインの経緯	5
(2)	環境ガイドラインの目的・位置づけ等	5
(3)	環境ガイドラインの実施体制	6
(4)	現行の環境ガイドラインの適用案件	6
3.	環境ガイドライン第1部	7
(1)	スクリーニング及びカテゴリ分類	7
(2)	環境レビュー	7
(3)	環境社会配慮の適切性を確認するための基準	9
(4)	モニタリング	10
(5)	環境社会配慮にかかる情報公開	10
(6)	意思決定及び融資契約等への反映	12
(7)	ガイドラインの適切な実施・遵守の確保	13
4.	環境ガイドライン第2部	14
(1)	基本的事項	14
(2)	対策の検討	14
(3)	検討する影響のスコープ	14
(4)	法令、基準、計画等との整合	15
(5)	社会的合意及び社会影響	15
(6)	生態系及び生物相	15
(7)	非自発的住民移転	15
(8)	先住民族	16
(9)	モニタリング	16
(10)	カテゴリ A 案件に必要な ESIA レポート	16
5.	環境ガイドライン担当審査役の活動	17
6.	まとめ	18

## 1. 本報告の目的・構成と調査の方法

### (1) 本報告の目的

株式会社国際協力銀行（以下「JBIC」）は、JBIC が行う全ての出融資・保証（以下「融資等」）の対象となるプロジェクトについての環境社会配慮を通じ、国際経済社会の健全な発展に寄与するために、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（以下「環境ガイドライン」）を制定・公表している。現行の環境ガイドラインは、2015年1月に制定、同年4月に施行したものであり、2009年7月に制定した旧環境ガイドラインを改訂したものである<sup>1</sup>。

環境ガイドラインは、その改訂について「8. ガイドラインの適用及び見直し」の項で、「当行は、本ガイドラインの施行5年経過後に、5年間の実施状況についての確認を行い、これに基づき包括的な検討を行って、その結果、必要に応じて改訂を行う。」と定めているところ、2020年4月に、2015年4月の施行から5年が経過したことを踏まえ、本報告において、環境ガイドラインに規定する「5年間の実施状況についての確認」を行い、環境ガイドラインの包括的な検討の基礎とするものである。なお、本報告書に加えて、現地実査実施案件<sup>2</sup>に関する実施状況の確認調査についても別途報告を予定している。

### (2) 実施状況確認のための調査

#### ① 調査の実施

本報告は、JBIC が現行の環境ガイドラインを適用して融資等を決定した案件や、現行の環境ガイドラインの実施体制全体を対象として、5年間の実施状況についての確認を行うものである。特に、個別案件については、以下のとおり、融資等検討時の資料や、融資等決定後のモニタリングに関する資料を改めて確認する調査を2020年4月以降実施し（以下「本調査」）、本報告の基礎とした。

#### ② 調査対象案件

本調査は、現行の環境ガイドラインの適用対象となる JBIC の融資等のうち、施行後5年間として2020年3月末までに融資等契約を調印し融資を継続している案件から、下表1のとおり、カテゴリ A 案件は全件（計51件。なお、同一のプロジェクトに複数の融資等契約を調印する場合は複数件として計上しており、重複を除いたプロジェクト数は計37件。）、カテゴリ B、C 及び FI 案件はそれぞれ15件（複数計上による重複なし）を対象に実施した（以下「調査対象案件」）。

---

<sup>1</sup> [https://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/page/2015/02/34813/business\\_201502147\\_01.pdf](https://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/page/2015/02/34813/business_201502147_01.pdf)

<sup>2</sup> 新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、オンライン会議システム等を活用して実施。

(表1)

環境カテゴリ	調査対象案件数
A	51件（プロジェクト数は37件）
B	15件
C	15件
FI	15件
合計	96件（プロジェクト数は82件）

### ③ 調査の内容

本調査においては、以下の2つの事項を確認した。

- (a) JBICによる調査対象案件の環境社会配慮確認が、環境ガイドライン第1部に定める手続きに沿って進められていたか。
- (b) 調査対象案件のうちカテゴリAの案件（以下「調査対象A案件」）が、環境ガイドライン第2部1.「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」及び第2部2.「カテゴリAに必要な環境社会影響評価報告書」に掲げられている要求事項を満たしていたか。

また現在、調査対象A案件から地域・セクターの分散にも配慮しつつ抽出した案件につき、現地実査調査を行っており、この調査に基づく実施状況については、後日別途報告予定。

### (3) 本報告の構成

本報告では、まず、「2. 環境ガイドラインの経緯、目的・位置づけ、実施体制及び適用案件」において、環境ガイドラインが制定された経緯、その目的・位置づけ、及びJBICにおいて環境ガイドラインをどのような体制で実施しているか等を紹介する。

次に、「3. 環境ガイドライン第1部」において、JBICによる調査対象案件の環境社会配慮確認が環境ガイドライン第1部に定める手続きに沿って進められていたかを、手続き項目ごとに調査した結果を示し、「4. 環境ガイドライン第2部」において、調査対象A案件が環境ガイドライン第2部に掲げられている要求事項を満たしていたかを、項目ごとに調査した結果を示している。

また、JBICは、JBICによる環境ガイドラインの遵守を確保すること等を目的として、融資等担当部署から独立した経営会議<sup>3</sup>直属の「環境ガイドライン担当審査役」を設置し、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」を制定している。「5. 環境ガイドライン担当審査役の活動」においては、同審査役の活動を紹介している。以上を踏まえ、「6. まとめ」において、環境ガイドラインの実施状況を総括している。

<sup>3</sup> 代表取締役・業務執行取締役及び全執行役員で構成し、取締役会の委任に基づき、JBICの経営上の重要事項の決定・審議を行う会議。

## 2. 環境ガイドラインの経緯、目的・位置づけ、実施体制及び適用案件

### (1) 環境ガイドラインの経緯

環境ガイドラインは、JBIC の前身である日本輸出入銀行が、環境問題に対する国際的な関心の高まりや国際機関の対応を受け、1999 年に制定・公表した「環境配慮のためのガイドライン」に起源を有する。その後、日本輸出入銀行と海外経済協力基金の統合により（旧）国際協力銀行が発足したことを受け、2002 年に「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」が制定され、さらに 2009 年、そして 2015 年に同ガイドラインが改訂されて現行の環境ガイドラインとなっている。また、2002 年に制定された環境ガイドラインにおいて、JBIC の環境ガイドライン不遵守に関する異議申立を受け付け、必要な措置を取ることが規定されたことを受け、2003 年に「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」を整備し、現在に引き継いでいる。また、2017 年 12 月には、環境ガイドラインを補完するものとして、「原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮確認のための指針」（以下「情報公開指針」）を制定し、2018 年 4 月から実施している。

2015 年の環境ガイドライン改訂時には、事前に 10 回に及ぶパブリック・コンサルテーション及びパブリック・コメントの募集を行い、産業界や環境 NGO 等のステークホルダーから出された意見や、パブリック・コンサルテーションの場で行われた議論を踏まえてガイドラインの改訂を行った<sup>4</sup>。なお、他国 ECA と比しても、これだけ広範なパブリック・コンサルテーション等を通じた議論を行ったうえで環境ガイドラインの改訂を行っている機関は世界的にも存在せず、引き続き、ステークホルダー及び環境社会配慮確認に対する JBIC の強いコミットメントを示すものである。

### (2) 環境ガイドラインの目的・位置づけ等

JBIC は、その環境ガイドラインの目的・位置づけとして、「本ガイドラインは、当行が行う環境社会配慮確認の手続き（融資決定前、融資決定後を含む）、判断に当たった際の基準、及び融資等の対象となるプロジェクトが環境社会配慮の観点から求められる要件を示すことにより、プロジェクト実施主体者に対し、本ガイドラインに沿った適切な環境社会配慮の実施を促すものである。これにより当行は、当行が行う環境社会配慮の透明性・予見可能性・アカウントビリティの確保に努める。」としている。

また、JBIC は、その環境社会配慮確認にかかる基本的な考え方として、プロジェクトにおける環境社会配慮の主体はプロジェクトの実施主体者であるとしたうえで、JBIC は、プロジェクト実施主体者により適切な環境社会配慮がなされていることを、環境ガイドラインに照らして確認するとしている。

---

<sup>4</sup> 現行の環境ガイドライン制定に関するパブリック・コンサルテーションの様様（2015 年改訂時の議論の様様）は、JBIC ウェブサイト（以下）で公開。日本貿易保険（NEXI）との共同開催。

[https://www.jbic.go.jp/ja/business-areas/environment/business\\_2015.html](https://www.jbic.go.jp/ja/business-areas/environment/business_2015.html)

### (3) 環境ガイドラインの実施体制

#### ① JBIC 内の実施体制

JBIC は、全ての融資等に関し、環境社会配慮確認を行っている。環境社会配慮確認には環境社会面における専門性が求められること、JBIC が行う融資等全体の環境社会面における知見を集積することが重要であることから、JBIC は、個別の融資等を担当する出融資担当部署とは別に、環境ガイドラインに沿った環境社会配慮確認を実施する部署として、環境審査室を設置している。

個別の融資等におけるスクリーニング及びカテゴリ分類の手続きは、出融資担当部署が環境審査室と協議して行い、カテゴリ A 及び B 案件の環境レビューは、原則として、出融資担当部署と環境審査室が共同で行っている。また、環境レビューにおいては、必要に応じ外部専門家等の意見を求め、活用することとしている。

カテゴリ FI の場合、JBIC は、金融仲介者等を通じ、プロジェクトにおいて環境ガイドラインに示す適切な環境社会配慮が確保されるよう確認することとしている。

また、環境審査室では、個別の融資等の環境レビュー等を行うことに加え、セクター毎、環境影響評価項目毎、あるいは国毎の環境社会配慮に関する調査を実施し、JBIC 内でその知見を共有することで、JBIC 全体の環境社会配慮に関する意識や能力の向上を図る取り組みを行っている。

#### ② 民間金融機関及び株式会社日本貿易保険（以下「NEXI」）への情報提供

JBIC は、民間金融機関の環境配慮への一層の取り組みを支援することを目的とし、協調融資等を行うことが多い民間金融機関との間で「環境審査にかかる協定書」を締結している。JBIC は、当該協定書に基づき、JBIC がプロジェクト審査の際に実施した環境レビューの情報やノウハウを民間金融機関に提供し、環境社会配慮面での協調を行っている。

また、NEXI との間でも、「輸出金融案件における環境社会配慮確認に係る協力に関する協定書」を締結し、輸出金融案件の環境社会配慮確認におけるワンストップシヨップの実現を図ることで、必要な手続きの簡素化・効率化に努めている。

### (4) 現行の環境ガイドラインの適用案件

現行の環境ガイドラインは、施行された 2015 年 4 月以降に JBIC に対する融資等の要請及びスクリーニングフォームの提出がなされたプロジェクトに対して適用することとしており、2020 年 3 月末までに融資等契約を調印した案件のうち、850 件以上に現行の環境ガイドラインが適用されている。このうち、情報公開指針の対象となった案件はなかった。

### 3. 環境ガイドライン第1部

#### (1) スクリーニング及びカテゴリ分類

JBICは、プロジェクトに関する環境レビューを開始する際、プロジェクトをA、B、C又はFIいずれかのカテゴリに分類し、それ以降の環境レビューはカテゴリに応じた手続きに従って実施している。スクリーニング及びカテゴリ分類においては、スクリーニングフォーム等を適切に活用することで、効率的に必要な情報を収集している。なお、スクリーニングフォームについては、2016年4月の「公的輸出信用と環境社会デューデリジェンスに関するコモンアプローチ」(以下「コモンアプローチ」)改訂を踏まえ、質問事項につき一部改訂済み。

本調査においては、全調査対象案件について、借入人等よりスクリーニングフォーム等が提出されており、その記載方法について特段の問題点はみられなかった。また、カテゴリ分類は、いずれもスクリーニングフォーム等の記載内容に基づき、JBICにおいて適切に実施・確認されており、特段の問題点はみられなかった。なお、全調査対象案件について、カテゴリ分類の適切性につきステークホルダーとの間で議論となった案件は特段確認されなかった。

#### (2) 環境レビュー

JBICは、スクリーニング及びカテゴリ分類後、そのカテゴリ分類に従って環境レビューを実施する。本調査においては、全調査対象案件について、環境ガイドラインの定めに沿った環境レビューが実施されていることが確認された。

なお、調査対象A案件では、前回環境ガイドライン改訂時に追加された「案件の性質上、例外的に、融資等の意思決定が必要な時点で環境レビューに必要な文書を入手しえない場合」に該当する案件(以下「例外対応案件」)が2件確認されたが、当該2案件についても、環境レビュー時に本ガイドラインに示された方針や手続を適切に実施することに加え、意思決定に先立ち、可能な範囲で環境社会配慮に関する確認及び情報公開を行うこと等、環境ガイドラインの定めに沿った対応がとられていたことが確認された。カテゴリ毎の調査結果につき以下のとおり。

##### ① カテゴリA案件

環境ガイドラインでは、カテゴリA案件の環境レビューについて、以下のとおり定めている。

<p>プロジェクトがもたらす可能性のある正及び負の環境影響について確認する。負の影響については、これを回避し、最小化し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価すると共に、さらに環境改善を図るための方策があれば当該方策も含めた評価を行う。カテゴリAプロジェクトについては、借入人等から、以下の文書が提出されなければならない。当行は、これらの文書の提出を受けて、</p>
---

環境レビューを行う。

- ① プロジェクトに関する環境社会影響評価報告書（第 2 部 2.参照）及び相手国政府等の環境許認可証明書（以下「環境社会影響評価報告書等」）
- ② 大規模な非自発的住民移転または大規模な生計手段の喪失が発生するプロジェクトの場合にあっては住民移転計画（必要に応じ生計回復計画を含む）（第 2 部 1. (7)（非自発的住民移転）の項参照）
- ③ 先住民族のための対策を要するプロジェクトの場合にあっては先住民族計画（第 2 部 1. (8)（先住民族）の項参照）

調査対象 A 案件のうち、例外対応案件 2 件に関しては、契約書上で意思決定後においても環境レビューを行うことを規定したうえで、案件状況に応じた環境レビューが行われていた。具体的には、意思決定時点で環境社会影響評価報告書（以下「ESIA レポート」）のドラフト版のみ存在していた案件では、同ドラフト版に基づき環境レビューを実施。他方、意思決定時点で ESIA レポートの一部のみ完成していた案件では、完成している ESIA レポート及び左記部分に対応する環境許認可証明書（以下「環境許認可書」）の提出を受けて環境レビューを実施し、残りの ESIA レポートは、意思決定後の完成時点で、左記に対応する環境許認可書と併せて提出を受け、環境レビューを実施していた。

その他の調査対象 A 案件に関しては、現地制度上、環境社会影響評価の実施が求められる全ての案件で、ESIA レポート及び環境許認可書が意思決定前に JBIC に提出され、環境レビューが行われていた。他方、現地制度上、ESIA レポートの作成が不要とされる案件では、その代替となる文書及び同文書に係る当局の承認状が提出され、環境レビューが行われていた。また、大規模な非自発的住民移転または大規模な生計手段の喪失が発生するプロジェクト、先住民族のための対策を要するプロジェクトでは、環境ガイドラインに沿って、借入人等から提出を受けた住民移転計画や生計回復計画、先住民族計画等に基づき、環境レビューを実施していた。

なお、JBIC は全ての調査対象 A 案件で外部専門家（以下「コンサルタント」）を雇用し、当該コンサルタントの支援のもと、環境レビューを実施していた。また、全ての調査対象 A 案件で外部専門家とともに現地実査を行い、事業者との面談、環境当局との面談及びプロジェクトサイトの視察を全件で実施し、必要に応じて、その他現地住民等との面談も実施していたことが確認された。

## ② カテゴリ B 案件

環境ガイドラインでは、カテゴリ B 案件の環境レビューについて、以下のとおり定めている。



環境レビューの範囲は、プロジェクト毎に異なり得るが、カテゴリ A より狭い。カテゴリ A のレビューと同様、プロジェクトがもたらす可能性のある正及び負の環境影響について、負の影響を回避し、最小化し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価すると共に、さらに環境改善を図るための方策があればこれも含めた評価を行う。当行は、借入人等から提供される情報に基づき、環境レビューを行う。環境アセスメント手続がなされていた場合は、環境社会影響評価報告書等を参照することもあるが、必須ではない。

全ての調査対象 B 案件で、カテゴリ分類の際に提出されるスクリーニングフォーム等の情報に加え、必要に応じて借入人等から聴取した情報等を基に環境レビューを実施していたことが確認された。

### ③ カテゴリ FI 案件

環境ガイドラインでは、カテゴリ FI 案件の環境レビューについて、以下のとおり定めている。

当行は、金融仲介者等を通じ、プロジェクトにおいて本ガイドラインに示す適切な環境社会配慮が確保されるよう確認する。

調査対象 FI 案件では、サブプロジェクトをカテゴリ C に限定する等の対応が多く、多くの案件でとられていたほか、サブプロジェクト毎に JBIC が環境社会配慮確認を行う等、案件の事情に即した対応がとられていた。

## (3) 環境社会配慮の適切性を確認するための基準

環境ガイドラインでは、環境社会配慮確認の適切性を確認するための基準について、以下のとおり定めている。

当行は、環境レビューにおいて、本ガイドラインが示す環境社会配慮上の要件を満たしているかどうかを原則として以下のように確認する。

- ① 相手国及び当該地方の政府等が定めた環境に関する法令や基準等を遵守しているかどうかを確認し、また、環境に関する政策や計画にそったものであるかどうかを確認する。
- ② 環境社会配慮等に関し、プロジェクトが以下の基準と適合しているかどうかを確認する。
  - ・ 世界銀行のセーフガードポリシーまたは国際金融公社（以下「IFC」）のパフォーマンススタンダード
  - ・ ただし、当該プロジェクトが(i)リミテッドリコースまたはノンリコースのプロジェクトファイナンス案件の場合、(ii)プロジェクトファイナンス類似

のストラクチャードファイナンス案件の場合、(iii)プロジェクトの主要な部分を構成する他の金融機関が IFC のパフォーマンススタンダードを採用している場合及び(iv)その他適切と認める場合には、IFC のパフォーマンススタンダード

また、世界銀行グループの環境・衛生・安全に関するガイドライン（EHS ガイドライン）の関連部分が存在する場合は、当該関連部分と適合しているかを確認する。

- ③ 適切と認める場合には、他の国際金融機関が定めた基準、その他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている基準またはグッドプラクティス等をベンチマークとして参照する。環境社会配慮のあり方がそれらの基準やグッドプラクティス等と比較検討し大きな乖離がある場合には、相手国（地方政府を含む）及び借入人等との対話を行い、その背景・理由等を確認するとともに、必要に応じ対応策を確認する。

環境社会配慮確認の適切性を確認するための基準については、全調査対象案件において、現地制度（現地基準）の遵守状況を確認していたことに加え、案件の種類に応じて、世界銀行のセーフガードポリシーや IFC のパフォーマンススタンダードとの適合状況の確認も遺漏なく行われていた。

#### （４） モニタリング

環境ガイドラインでは、モニタリングについて、以下のとおり定めている。

プロジェクト実施主体者が環境社会配慮を確実に実施しているか確認するために、当行は原則として、カテゴリ A 及びカテゴリ B のプロジェクトについては、一定期間、プロジェクト実施主体者によるモニタリングの内重要な環境影響項目につき、借入人を通じ、そのモニタリング結果の確認を行う。

JBIC は、環境レビュー時に必要に応じてモニタリング項目を定め、当該モニタリング項目を盛り込んだモニタリングフォーム等を借入人等から提出させることで、モニタリング結果の確認を行っている。調査対象案件においても、案件の内容や特性等を踏まえ必要に応じてモニタリング項目が設定され、初回のモニタリング結果提供時期に至っていない案件を除き、契約書に規定されている頻度でモニタリング結果が JBIC に提供されていることが確認された。

#### （５） 環境社会配慮にかかる情報公開

環境ガイドラインでは、環境社会配慮にかかる情報公開として、プロジェクトの性格に応じ、原則として以下の関連情報や文書を、JBIC ウェブサイトにおいて、情報の入

手後できるだけ速やかに公開することとしている。

時期	公開する文書
環境レビュー時	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ スクリーニング終了後、プロジェクトの名称、国名、場所、プロジェクトの概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠</li> <li>◆ カテゴリ A 及びカテゴリ B のプロジェクトについては、環境社会配慮確認のため借入人等から入手した環境社会影響評価報告書等の入手状況及び環境社会影響評価報告書等</li> <li>◆ 環境社会影響評価報告書等以外に当行が環境社会配慮確認のため借入人等から入手した文書のうち、プロジェクトの実施国で一般に公開されている文書の入手状況及び当該文書</li> </ul>
融資契約締結後	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ カテゴリ A、B 及び F I プロジェクトについては、環境レビュー結果</li> </ul>
モニタリング時	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ カテゴリ A 及び B プロジェクトについては、プロジェクト実施者によるモニタリング結果がプロジェクトの実施国で一般に公開されている場合、一般に公開されている範囲内で、当該モニタリング結果</li> </ul>

#### ① 環境レビュー時の情報公開

スクリーニング終了後に公開が必要とされる情報（プロジェクトの名称、国名、場所、プロジェクトの概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠）については、全調査対象案件において JBIC ウェブサイトに公開されていたことが確認された。

その他環境レビュー時の情報公開については、以下に示す一部の案件を除き、対象となる全ての案件で、環境ガイドラインに沿った情報公開がされていた。また、各掲載リンクが有効であることも確認された。なお、ESIA レポートの作成が不要とされている案件や例外対応案件では、環境レビュー時に使用した各文書を公開していた（意思決定後に入手した文書についても入手後に公開していた）ことが確認された。

一部の調査対象 A 案件で、ESIA レポートは公開されていたものの、環境許認可書の公開が漏れていた例が確認された（2件）。この点については、JBIC として環境ガイドラインに沿った情報公開の徹底に努める必要があると強く認識するとともに、今後同様の漏れが出ないように改善・工夫を検討する。

#### ② 融資契約締結後の情報公開

融資契約締結後の情報公開については、対象となる全ての案件において、JBIC ウェブサイトで環境レビュー結果を公開していることが確認された。なお、環境レビ

ュー結果がリンク切れ等の原因から閲覧不可となっている案件はなかった。

③ モニタリング時の情報公開

モニタリング時の情報公開については、対象となる案件のうち2案件でモニタリング結果を公開していたことが確認された。なお、当該サイトへのアクセスが有効であることも確認された。その他の案件では、モニタリング結果がプロジェクト実施国にて公開されていなかった。

(6) 意思決定及び融資契約等への反映

① 環境レビュー結果の意思決定への反映

環境ガイドラインでは、意思決定への反映について、「環境レビューの結果をその融資等の意思決定に反映する」と定めており、対象となる全ての案件で、環境レビューの結果を踏まえ、必要な環境社会配慮がなされていることを確認し、意思決定をしていた。

② 融資契約への反映

環境ガイドラインでは、融資契約への反映について、以下のとおり定めており、本調査の結果、対象となる全ての案件について、下記の項目が契約書に規定されていることが確認できた。

当行は、借入人等が環境社会配慮を確実に実施するために必要と考える場合、融資契約あるいはこれに付随する文書を通じ、以下の内容を確保するよう最大限努力する。

- ◆借入人は、プロジェクト実施主体者が行う環境社会配慮に係る対策やモニタリングについて当行へ報告すること。なお、予見せざる原因等により、環境社会配慮上の要件が達成できないおそれがある場合は、その旨当行に報告すること。
- ◆借入人は、環境社会配慮に関する問題が生じた場合には、プロジェクト実施主体者と当該プロジェクトに関わるステークホルダーとの間での協議が行われるよう努力すること。
- ◆借入人は、環境社会配慮に関し、借入人以外のプロジェクト実施主体者及び相手国政府（地方政府を含む）の役割が重要である場合は、これらの者も含めて取り決め等を結ぶよう努力すること。
- ◆借入人やプロジェクト実施主体者が、本ガイドラインに基づき当行が要求する事項を満たしていないことが明らかになった場合、あるいは、環境レビューに際して借入人等より正しい情報が提供されなかったことにより環境に望ましくない影響が及ぶことが融資等の実施後に明らかになった場合に、当行は、融資契約に基づき、貸付等の実行を停止し、または借入人に期限前償還を求めるこ

とがあること。

#### (7) ガイドラインの適切な実施・遵守の確保

環境ガイドラインでは、環境ガイドラインの適切な実施・遵守の確保について、以下のとおり定めている。

当行は、本ガイドラインに示された方針や手続が適切に実施され、本ガイドラインの遵守が確保されるよう努める。当行は、当行による本ガイドラインの遵守を確保するため、当行の本ガイドライン不遵守に関する異議申立を受け付け、必要な措置をとる。

現行の環境ガイドラインが施行された2015年4月以降、JBICは4件の異議申立を受け付けており、うち2件は、環境ガイドライン担当審査役の調査の結果として環境ガイドライン不遵守の事実は認められなかったと結論付けられたものであり、1件は手続開始後に訴訟提起がなされたため手続の暫定的停止中、もう1件については異議申立人とプロジェクト実施主体及びJBIC出融資担当部署との間に異議申立前の協議の事実が認められなかったため異議申立が却下されたものであった。なお、異議申立を受けた案件のうち1件について、現地住民からの異議申立書が現地駐在員事務所に送付されたものの、同異議申立書の環境ガイドライン担当審査役への回付がされず、その結果、環境ガイドライン担当審査役による異議申立書の受理及び以降の手続遅延が発生した事案が確認された。この点について、JBICは、同ウェブサイトを通じて事案の内容および再発防止策について公開し<sup>5</sup>、今後同様の事態を招くことのないよう再発防止に取り組んでいく旨示していることが確認された。

<sup>5</sup> <https://www.jbic.go.jp/ja/information/news/news-2018/1024-011516.html>

#### 4. 環境ガイドライン第2部

環境ガイドライン第2部は、対象プロジェクトに求められる環境社会配慮の考え方やカテゴリ A 案件の ESIA レポートが満たすべき項目等について記載している。本調査では、調査対象 A 案件に関して、これらの考え方や項目が遵守されていたかを確認した。各項目の調査結果について、以下のとおり。

##### (1) 基本的事項

全ての対象案件について、プロジェクトを実施するにあたり、その計画段階で環境への影響について調査・検討が行われていたことが確認された。

ESIA レポートに関しては、現地制度上、環境社会影響評価の実施が求められている全ての案件で作成されていた。なお、現地制度上、ESIA レポートの作成が不要とされている案件では、その代替となる文書が作成され、各文書に基づき環境社会影響に関する調査・検討内容が取りまとめられていたことが確認された。

委員会の設置に関しては、現地制度上、環境影響評価プロセスの中で委員会が設置されている案件に関しては、現地制度に沿って委員会が設置されていた。なお、現地制度上、委員会の設置が求められていない案件でも、事業者側がプロジェクトに応じた委員会を設立している案件も確認された。

##### (2) 対策の検討

代替策については、ESIA レポート等で提示されるケースが多く、複数の観点（例：環境面、経済面、技術面）から最適な案を選定していることが確認された。なお、ESIA レポート等の文書に代替案に係る記載がない場合でも、環境レビュー時に質問状等を通じて代替案の検討内容を確認していた。緩和策についても、全ての対象案件で検討され、ESIA レポート等で記載されていた。なお、代償措置が検討されている案件も存在し、その多くは生態系への影響を軽減させることを目的としたものであった。

また、モニタリング計画に関しては、その計画策定状況をモニタリング項目としている例外対応案件を除き、全ての対象案件で、ESIA レポート等を通じて確認・検討されていた。

##### (3) 検討する影響の範囲

調査・検討すべき環境影響項目に関して、全ての対象案件で、ESIA レポート等で、案件の特性に応じて影響が想定される分野が抽出され、各項目の調査・検討が行われていた。ESIA レポート等で項目の記載がない場合には、質問状等を通じて当該項目についての調査・検討が行われていた。

また、影響の範囲については、合理的と考えられる範囲内で、不可分一体の施設の影響やプロジェクトライフサイクルに亘る影響を考慮している案件もあり、そうした案件では、ESIA レポート等を通じ、個別案件ごとに影響・対策等の確認を行っていた。

#### (4) 法令、基準、計画等との整合

全ての対象案件で、プロジェクトが現地制度を遵守する計画であることを環境レビュー時に確認しており、基準値との比較も行い、事業者による対策等も踏まえ特段問題ないことを確認していた。また、現地制度上、事業活動が禁止されているようなエリアで実施されているものはなかった。

#### (5) 社会的合意及び社会影響

ステークホルダーとの合意形成に関しては、現地制度に沿って ESIA レポートの公開やコンサルテーションの開催がなされており、現地のステークホルダーより意見を受け付けていた。事業実施国の法令上、事業者によるコンサルテーションの開催が義務付けられていない案件でも、当局との協議の上でステークホルダーとの面談の実施や、インターネットやパンフレット等を通じて自主的にプロジェクトの情報を公開する等の対応が講じられていた。

また、社会的弱者への配慮については、案件の内容や特性等に応じて、必要な案件に対して、女性、子ども、老人等への配慮を行っていることが確認された。

#### (6) 生態系及び生物相

重要な自然生息地付近で実施される案件では、管理計画等に基づく緩和策を講じるとともに、代償措置も講じることとしていた。自然生息地の改変が見込まれる案件では、自然生息地の著しい転換または著しい劣化が生じないための対策が計画されていた。これらについては、必要に応じ融資後も JBIC としてモニタリングすることとしていた。

また、森林伐採が想定される案件では、当局からの承認を取得したうえで実施され、違法伐採との指摘を受けたような案件は存在しないことが確認された。なお、対象案件で、商業伐採を伴うプロジェクトはなかった。

#### (7) 非自発的住民移転

プロジェクトにより非自発的住民移転もしくは用地取得が発生する案件のうち、住民移転もしくは用地取得が完了している案件については、いずれも事前に当局や移転対象住民との協議の上で補償等が実施されていることが確認された。他方、実施が完了していないものについては、例外対応案件を除き、該当する全ての対象案件で、その実施状況を JBIC による承諾後のモニタリング項目としていることが確認された。

また、環境ガイドラインでは、大規模な非自発的住民移転が発生する場合には、事前に十分な情報が公開されたうえで、影響を受ける人々やコミュニティとの協議のうえ、住民移転計画や生計回復計画の作成を求めており、該当する案件に関しては、例外対応案件を除き、かかるプロセスを経たうえで住民移転計画や生計回復計画が作成されていることが確認された。

## (8) 先住民族

先住民族への影響が見込まれる案件のうち、今後先住民族計画が作成され、その策定状況及び実施状況を承諾後のモニタリング項目としている例外対応案件を除き、全ての対象案件において、先住民族計画等が作成されていること、先住民族との協議が行われていること、先住民族からの合意を得つつ事業が実施されていることがそれぞれ確認された。

## (9) モニタリング

モニタリング計画については、今後策定される予定の例外対応案件を除き、全ての対象案件において計画が作成されていた。モニタリング結果の情報公開については、上記3.(5)③参照。なお、第三者等からの指摘への対応については、全ての対象案件で、苦情等に対する一定の体制が整備されていることが確認された。

## (10) カテゴリ A 案件に必要な ESIA レポート

全ての対象案件の実施国で、環境アセスメントの手続きが存在し、現地制度上で必要と判断された案件では、全ての案件で環境アセスメント手続が実施され、プロジェクト実施国政府の承認を得ていることが確認された。

対象案件の ESIA レポート等について、プロジェクトが実施される国で公用語または広く使用されている言語で書かれていることが確認された。また、事業者や当局のウェブサイト等を通じて公開または閲覧が可能とされていることが確認された。なお、その作成段階では、現地制度に基づいた形で、地域住民等のステークホルダーとの協議も必要に応じて行われていたことが確認された。

ESIA レポート等に記載される項目については、コモンアプローチに規定されている項目の全てが記載されていないケースも存在したが、そうした場合には、質問状等を通じて全て確認がされたうえで環境レビューが実施されていたことが確認された。



## 5. 環境ガイドライン担当審査役の活動

環境ガイドラインは、「当行は、当行による本ガイドラインの遵守を確保するため、当行の本ガイドライン不遵守に関する異議申立を受け付け、必要な措置をとる。」と定めている。JBIC は、①JBIC による環境ガイドライン及び情報公開指針の遵守を確保するため、環境ガイドライン及び情報公開指針の遵守・不遵守にかかる事実を調査し、結果を JBIC 経営会議に報告すること、並びに②環境ガイドライン及び情報公開指針の不遵守を理由として生じた JBIC の融資等案件に関する具体的な環境・社会問題にかかる紛争に関して、迅速な解決のため、当事者間の合意に基づき対話を促進すること、の双方を目的に、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」を制定している（以下、同要綱に定める異議申立に関する手続を指して「異議申立手続」）。

環境ガイドライン担当審査役は、異議申立手続の上記の目的を達成するために設置された JBIC の機関であり、JBIC の出融資担当部署から独立した経営会議直属の機関とすることで、その独立性を確保している。環境ガイドライン担当審査役は、異議申立手続要綱に基づき、年次活動報告書を作成し、その内容を経営会議に報告するとともに、JBIC ウェブサイト上でも公開している。なお、2015 年 4 月以降の異議申立受付実績等に関しては、2.（7）を参照ありたい。

また、世界銀行の異議申立手続担当機関（independent accountability mechanism。以下「IAM」）である Inspection Panel が各機関の IAM に呼びかけ、情報共有・意見交換のための非公式会合が年に 1 度開催されている。環境ガイドライン担当審査役（又は環境ガイドライン担当審査役事務局）は、この会合に参加し、異議申立手続の公正・適正な運用や実務上の留意点等に関する意見交換を積極的に進めている。なお、他の主要な ECA との比較においても、JBIC のように独自の異議申立制度を有する機関は稀有であり、個別の政府機関の取り組みとしては引き続き先進的なものであるといえる。

## 6. まとめ

本報告書のために行った実施状況調査においては、環境レビュー及びモニタリングの手続面・実体面いずれについても、概ね環境ガイドラインを遵守する形での運用が行われていることを確認できた。1999年に環境ガイドラインの前身となるガイドラインが策定されて以降約20年が経過し、融資等の意思決定やモニタリングにあたって環境社会配慮が重要であるという認識は、JBIC内においても十分浸透しているといえる。一方で、手続に不備が生じたケースも、全体の中では少数ながら存在しており、今後の環境社会配慮確認において、引き続き環境ガイドラインの適切な運用を心掛けていく必要があることはもちろんである。

前回の環境ガイドライン改訂の議論を行ってから5年以上が経過する中で、環境社会配慮確認に関する国際的な議論の進展や他機関のガイドライン改訂も一部なされているところ、こうした点については現行環境ガイドラインの運用により対応可能でもあるが、環境ガイドライン改訂にどのように活用していけるか、今後の環境ガイドライン改訂のプロセスの中で議論されることが望まれる。